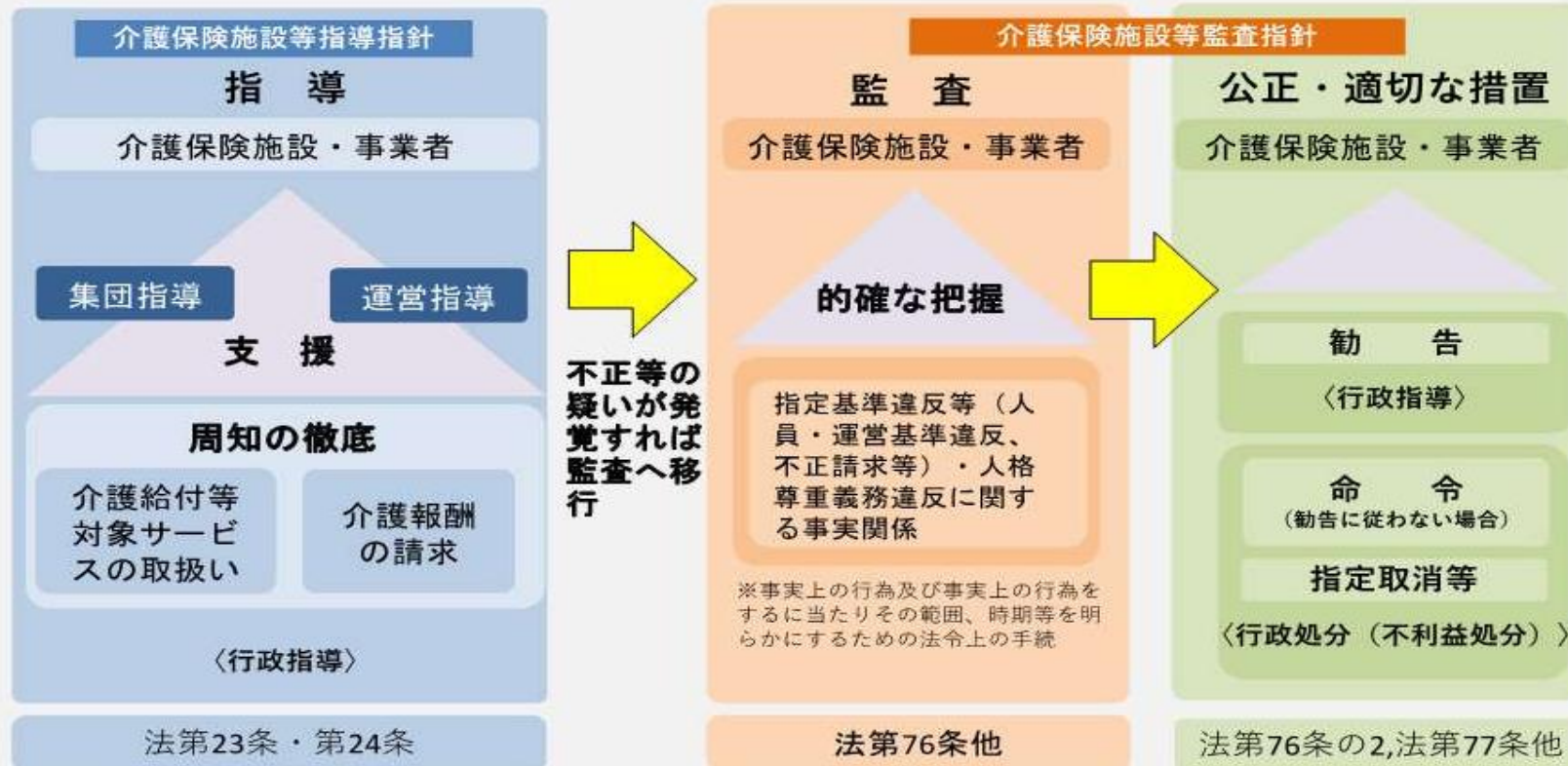


事業所・施設に対する指導監督の具体的な流れ【全体像】

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

介護給付等対象サービスの質の確保 + 保険給付の適正化



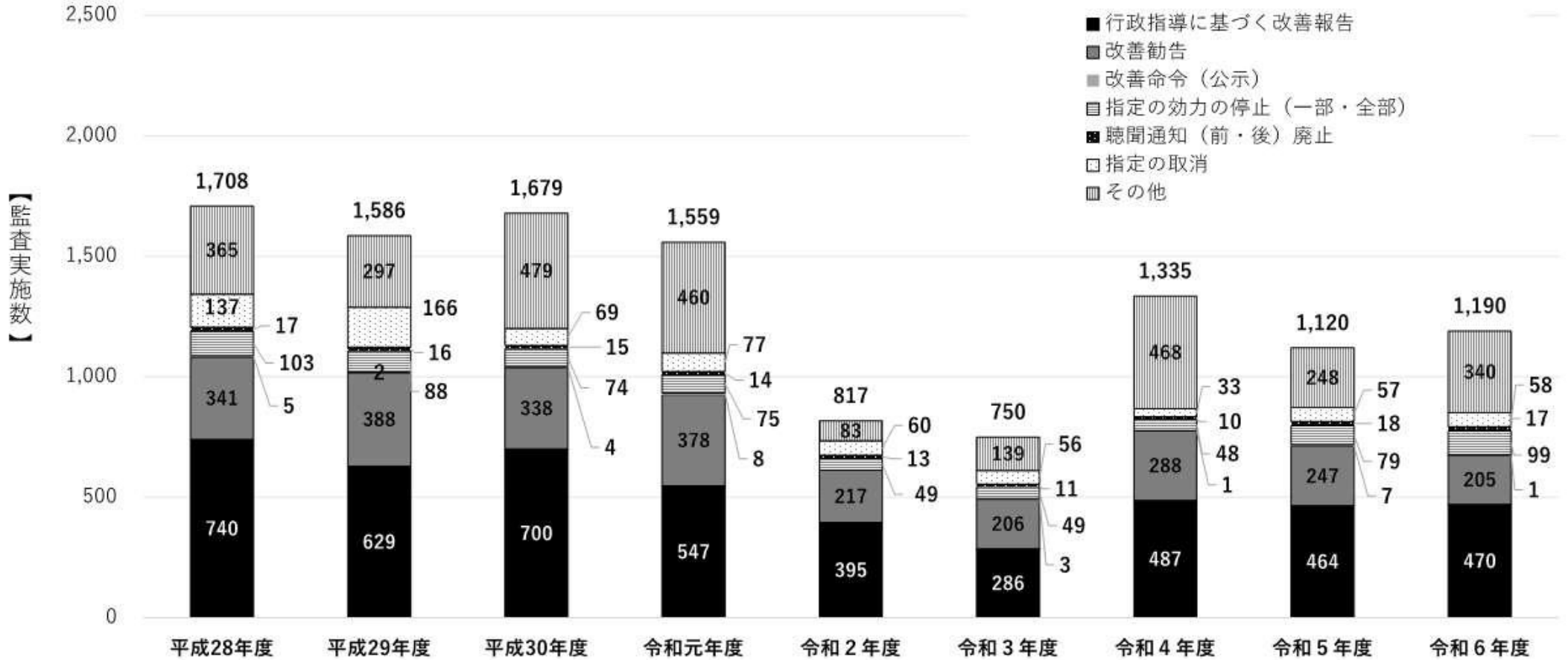
出典：令和7年度介護保険指導監督等職員研修（動画研修）
 介護サービス事業者等に対する指導・監査の考え方と実践について

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和8年3月

総務課介護保険指導室

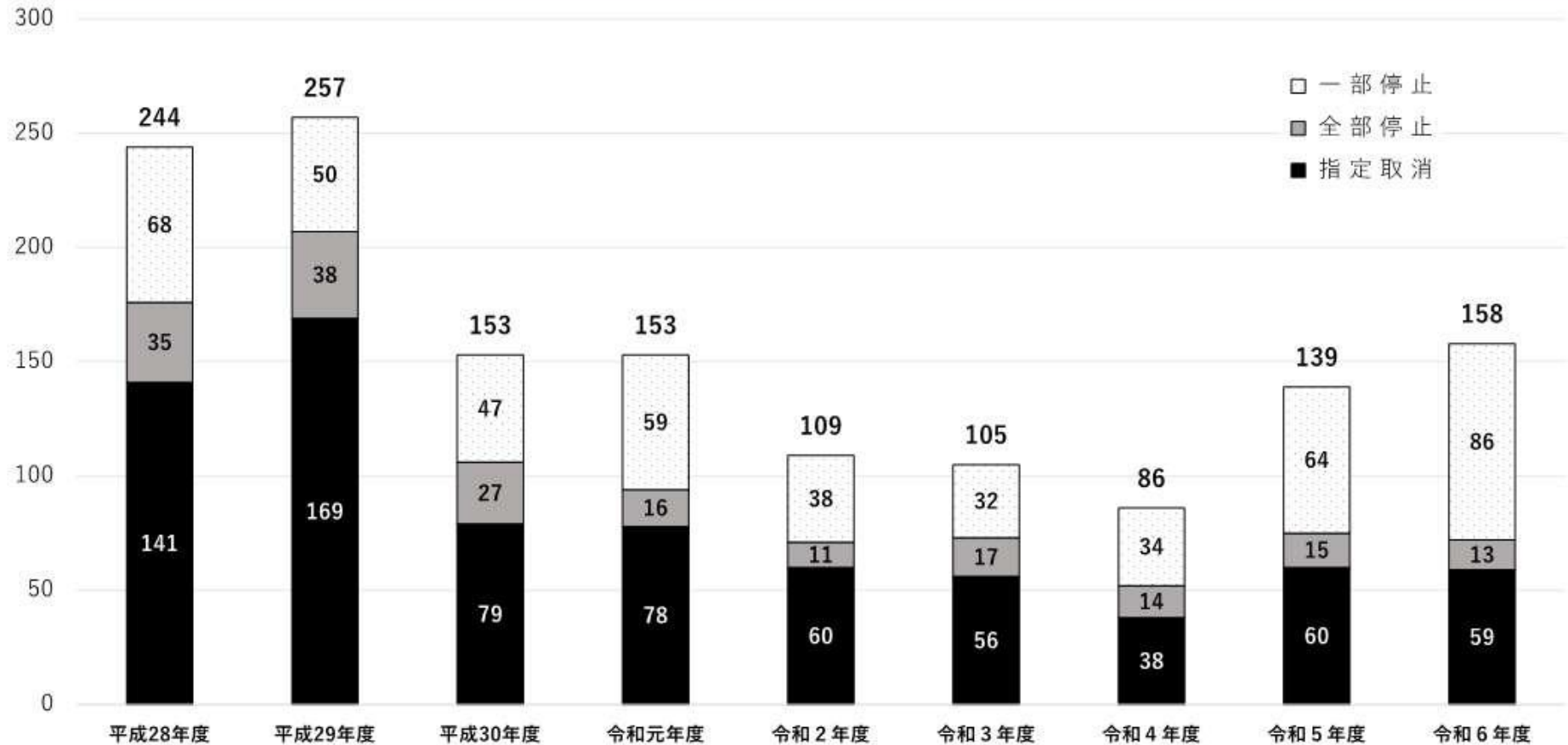
図3. 監査実施事業所数の年次推移【監査結果別】
(平成28年度～令和6年度)



注： 1) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 2) その他とは、監査を実施したが改善指導に至らなかった、あるいは翌年度以降に処分等を予定しているものである。

図4-1. 指定取消・効力の停止処分のあった事業所数の年次推移
(平成28年度～令和6年度)

【施設・事業所数】



注：1) 指定取消件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

図7. 処分事由の適用状況(令和6年度)

○令和6年度の指定取消・効力の停止(一部・全部)のあった158事業所のうち、約5割は不正請求で処分されている。

	処分事由	件数	割合	(参考) 居宅サービスの条文
1	人員基準違反	21	13.3	第77条第1項第3号
2	運営基準違反	18	11.4	第77条第1項第4号
3	人格尊重義務違反	41	25.9	第77条第1項第5号
4	不正請求	82	51.9	第77条第1項第6号
5	虚偽報告	16	10.1	第77条第1項第7号
6	虚偽答弁	25	15.8	第77条第1項第8号
7	虚偽申請	13	8.2	第77条第1項第9号
8	法令違反	44	27.8	第77条第1項第10号
9	その他	7	4.4	

注: 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるため、指定取消・停止件数と処分事由の合計は一致しない。

